

一般財団法人出雲市都市公社霊園管理規則

(設置)

第1条 本市に霊園を設置し、霊地を設ける。

2 霊園は、平田町字城の前385番地1に設置する。

3 霊地は、上段からA・B・C・D・E・F・G・H・J・Kに区画する。

(使用の目的)

第2条 霊園は、焼骨の埋蔵の目的以外に使用することはできない。

(使用者の資格)

第3条 霊園を使用することのできる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

(1) 本市に住所を有する者

(2) 本市以外に住所を有する者で、理事長が相当の理由があると認めた者

(3) 本市又は本市以外に所在する法人等で、理事長において必要があると認めた者

(4) その他理事長が特に必要があると認めた者

(使用の許可)

第4条 霊地を利用する者は、この規則に定めるところにより理事長の許可を受けなければならない。

2 前項により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）には、使用許可証を交付する。

(使用の承継)

第5条 霊地の使用は、使用者の死亡その他の理由により当該使用者に替わって祭事を主宰する者が理事長の承認を得て承継することができる。

2 前項の規定により承認を受けようとする者は、原因発生後速やかに理事長に申請しなければならない。

(使用区画の制限等)

第6条 霊地の使用は、使用者1人につき1区画とする。ただし、理事長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

第7条 理事長は、使用者に対しその使用について制限し、若しくは条件を付し又は維持管理上必要な設備の設置その他適当な措置をとるべきことを命ず

ることができる。

(使用料)

第8条 理事長は、使用許可の際別表第1に定める額の範囲内において使用料を一括徴収する。ただし、理事長が特に認めた者は分割納入することができる。

(市外居住者の使用料)

第9条 第3条の規定により市外に在籍する世帯主又は法人等に霊地の使用を許可するときは、その使用料は前条に定める額の2割増とする。

(管理料)

第10条 使用者は、使用料のほかに霊園の維持管理上必要な経費として別表第2に掲げる管理料を毎年納入しなければならない。

2 管理料徴収の時期は、理事長が定める。

(使用料及び管理料の不還付)

第11条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第14条に該当する場合を除き使用許可を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既納の使用料の半分を還付する。

(霊地の返還)

第12条 使用者は、その霊地が不要になったときは速やかに理事長に届け出をし、その場を原状に復し返還しなければならない。ただし、理事長の承認を受けたときは現状のまま返還することができる。

(霊地の変更処置)

第13条 理事長は、霊園の管理その他事業執行上必要があると認めたときは、使用者に対しその霊地を変更させることができる。

2 理事長は、前項の規定により変更させた場合は当該変更にかかる損失を補償する。

(使用許可の取消)

第14条 理事長は、使用者が次の各号の1に該当するときは霊地の使用許可を取消しすることができる。

(1) 使用者が死亡した日から起算し2年を経過しても祭事を承継する者がいないとき

- (2) 使用者である法人が解散したとき
 - (3) 使用者が使用料を納付しないとき又は2年間管理料を納付しないとき
 - (4) 使用者が住所不明となって2年を経過したとき
 - (5) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき
 - (6) 使用者が霊地を転貸したとき
 - (7) この規則に違反したとき
- 2 使用許可を取消しされたときは、使用者は速やかにその場所を原状に復して返還しなければならない。
 - 3 理事長は、使用者が前項の処置を行わなかった場合にはこれをなし、その費用は使用者から徴収する。

(改葬又は移転)

第15条 理事長は、使用許可を取消ししたときはその焼骨は碑磁像類を一定の場所に改葬又は移転することができる。

(許可証の再交付及び手数料)

- 第16条 霊地の承継使用者又は許可証を紛失した者は、使用許可証の書き替え、再交付を受けなければならない。
- 2 使用許可証を書き替え又は再交付する場合は、1件につき300円の手数料を徴収する。

(破損料)

第17条 霊園の施設等を損傷し又は許可なくして使用した者は、原状復旧するまでの破損料を徴収する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程は、一般財団法人出雲市都市公社の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条使用料）

区画	番 号	永代使用料
A 区	1～ 23-1 31～ 46	90,000円
B 区	1～ 22 25～107	90,000円
C 区	1～137	90,000円
D 区	1～ 21 24～ 82	90,000円
E 区	1～ 99	85,000円
F 区	1～ 64 86～ 91 111～116	85,000円
G 区	1～ 33	100,000円
	34～ 52	150,000円
H 区	1～ 70	150,000円
J 区	1～ 24	220,000円
	25～ 27	300,000円
K 区	1～ 53	200,000円

別表第2（第10条管理料）

1 区 画	年 額 3,000円 (消費税及び地方消費税を除く)
-------	-------------------------------